

法務省の法制審議会の民法

(相続関係) 部会の第14回部会(以下、本件部会)では、「民法の相続関係(相続法)の改正」の各案について、今後の方向性の検討が行われた(図表1)。今回は、このうち4〜7の案について解説していく。

なお、本件部会では、平成29年中に改正案要綱の取りまとめを目指すと言われていた。

自筆証書遺言

- (1) 自筆証書遺言の自書要件
- (2) 現行の取扱い(図表2)

遺言では別紙として遺産目録を作成し、その遺産目録に財産を特定するための事項を記すことが多い。例えば、不動産であれば登記情報(土地の場合は所在地や地積、建物の場合は所在地、家屋番号、種類や床面積など)、預貯金であれば金融機関名、口座番号などの事項が記される。

自筆証書遺言は遺言の「全文」を自筆で書かなくてはならない

図表2 自筆証書遺言(現行制度)

作成手順など
<ul style="list-style-type: none"> 遺言の全文(遺産目録を含む)、日付、氏名を遺言者が自書し、押印して作成 相続開始後、遺言を家庭裁判所に提出して立会いの下で開封・確認する(検認手続)
メリットとデメリット
<ul style="list-style-type: none"> メリット:費用がかからず手軽に作成でき、遺言があることを秘密にできる デメリット:内容の間違いや、遺言の紛失・偽造・変造のおそれがあるため、その存在の有効性をめぐって後日紛争が生じやすい

(出所) 法令を基に大和総研作成

図表3 自筆証書遺言(中間試案による改正後の制度)

作成手順
<ul style="list-style-type: none"> 遺言書本文については、本文、日付、氏名を遺言者が自書し、押印して作成(現行と同じ) 遺産目録については、パソコンで作成可。ただし、すべてのページに遺言者の署名押印が必要

①遺言書本文の例	②遺産目録の例
<p>遺言書</p> <p>1 私は、私の所有する別紙目録第1記載の不動産を、長男甲野一郎(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。</p> <p>2 私は、私の所有する別紙目録第2記載の預貯金を、次男甲野次郎(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>すべて遺言者の自書 甲野太郎</p>	<p>物件等目録</p> <p>第1 不動産</p> <p>1 土地 所在 東京都〇区〇町〇丁目 地番 〇番〇 地積 〇〇平方メートル</p> <p>2 建物 所在 東京都〇区〇丁目〇番地</p> <p>すべてのページに遺言者の署名押印が必要 甲野太郎</p> <p>パソコン等で作成可</p>

(出所) 中間試案の参考資料「自筆証書遺言の方式(全文自書)の緩和方策として考えられる例」を基に大和総研作成

図表1 中間試案の主な内容と今後の方向性(本件部会時点)

改正案	内容	今後の方向性
1 配偶者の居住権	短期:遺産分割確定までの間、無償で建物を使用できる 長期:終身または一定期間建物を使用できる	検討 検討
2 配偶者の相続分引上げ	婚姻後の財産増加割合によって配偶者の具体的相続分を増やすか、20年(または30年)の間、婚姻している場合に法定相続分を増やす	撤回方向※1
3 可分債権の取扱い	預貯金債権を遺産分割の対象とする	検討※2
4 自筆証書遺言	遺言のうち財産の特定に関する事項(不動産の所在地や預金の口座番号)については自書を不要とする 遺言の訂正部分の押印を不要とする 遺言(原本)を公的機関に保管委託できるようにする	検討 撤回方向 検討
5 遺言の効力など	法定相続分を超えて取得した部分は対抗要件が必要 相続債務の相続人間での負担割合を相続分の指定などに応じた割合とすることができる 遺贈義務者は、遺贈の対象物・権利の担保責任を負う	検討 検討 検討
6 遺留分減殺請求	減殺請求をすると原則として金銭で支払われる 相続開始前の一定期間(5年など)に、相続人への生前贈与があった場合、遺留分算定基礎財産に算入 相続人に遺贈・贈与された法定相続分を超える部分の財産を減殺対象とする 遺留分の計算の際、遺留分権利者が得た財産価額は具体的相続分相当額とする	検討 撤回方向 検討
7 相続人以外の者の貢献	相続人以外の者が被相続人の看護などをした場合、金銭を請求できる	検討

※1 第15回部会において、相続分引上げに代わるものとして、特別受益の持戻しの免除に関する規定が検討されている。

※2 現在、預金債権の遺産分割に関する事件が最高裁判所の大法廷で審理中であり、判例が変更される可能性があるため、その判決を待って検討を進めることとされている。

(注)各改正案の今後の方向性については、本件部会時点での検討結果に基づくものであり、今後も変更の可能性があると留意されたい。

(出所)「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」および本件部会資料14「今後の検討の方向性について」を基に大和総研作成

名押印をすれば、有効な自筆証書遺言として認められる。

(2) 自筆証書遺言の保管制度

① 現行の取扱い

公正証書遺言と異なり自筆証書遺言には、作成後の遺言原本を公的機関に保管する制度はない。そのため、遺言の紛失や変

造のおそれがあり、後日その存在の有効性を巡り紛争が生じやすいというデメリットがあった。

② 中間試案の取扱い

公的機関で自筆証書遺言の原本を保管する制度を新たに創設することとされた。この制度を利用すると、検認手続が不要

ため、この遺産目録もすべて自書が要求される。遺言者が高齢の場合などは作成負担が大きく、自筆証書遺言の利用を妨げる要因であると指摘されていた。

② 中間試案の取扱い

中間試案では「財産の特定に関する事項」は自書が不要とされた(図表3)。この案が通れば、遺産目録を遺言者以外の者の代筆や、パソコンで作成するなどし、その全ページに遺言者の署

になり、相続人は相続開始後、遺言を保管する公的機関で遺言の原本を閲覧するか正本の交付を受けて、遺言の内容を速やかに実現することができる。なお、この「公的機関」の候補には「法務局、公証役場、市区町村」などが挙げられているが、引き続き検討することとされている。

遺言の効力など

(1) 対抗要件

① 現行の取扱い

遺言により処分された相続財産について、相続人が対抗要件(登記など)を備える前に、法定相続を前提とした譲渡がされた場合には、相続人は権利を主張できるかが問題となることがある。

判例では、相続人の取得が「遺贈」にあたる場合は、対抗要件が必要である一方、「相続分の指定」または「遺産分割方法の指定」の場合には対抗要件は不要とされていた。

② 中間試案の取扱い

中間試案では、債権者に対する関係では現行と同じく法定相続分に従った割合で債務を相続するが、相続人間での債務の負担割合は、原則として遺言で定

シンクタンク研究員による

読み解き! 最新制度

Vol.22

相続法はどう変わる?

② 中間試案における遺言・遺留分などの取扱い

められた相続分と同じとするこ
ととされた。

例えば、相続人がAとBの2
人、相続債務が300万円の場合
で、法定相続分は各2分の1
であるが、遺言で相続分がAは
3分の2、Bが3分の1と定め
られていたケースを考える。

債権者に対する関係では法定
相続分どおりに相続したこと
なるため、債権者はAとBのど
ちらに対しても、相続債務の2
分の1にあたる150万円の返
済を求めることができる。他方、
AとBの間では、Aが相続債務
の3分の2にあたる200万円、
Bが3分の1にあたる100万
円を負担するため、Bが債権者
に債務の2分の1にあたる15
0万円を返済した場合には、自
己の負担割合を超える部分（50
万円）の支払いをAに対して請
求できる。

(3) 遺贈義務者の担保責任

① 現行の取扱

遺贈義務者の担保責任とは、

遺贈の目的となる財産が相続財
産に含まれている場合、遺贈義
務者（相続人など）が相続開始
時の状態で、その財産を受遺者
（遺贈を受ける者）に引き渡す
義務を負うとするものである。

現行では、遺贈の目的となる
財産が「不特定物」の場合に限
って、遺贈義務者はこの担保責
任を負う。「不特定物」とは、
物の個性に着目せず、単に「あ
るメーカーのパソコン10台」と
いったような物を指す。

② 中間試算の取扱

中間試算では、遺贈の目的と
なる財産が「不特定物」かどう
かにかかわらず、遺贈義務者は
担保責任を負うこととしている。

3 遺留分減殺請求

(1) 減殺請求の効果

① 現行の取扱

遺留分減殺請求をすると遺贈
または贈与は遺留分を侵害する
限度で無効となり、遺贈または
贈与された財産は、受贈者と遺

留分権利者との共有となる。し
かし、利害が対立する者の間で
生じた共有関係は、それを解消
する段階でも新たな紛争を生じ
るなどの問題が指摘されていた。

② 中間試算の取扱

中間試算では、遺留分権利者
が特に希望しない限り、原則と
して遺留分を侵害する額相当の
金銭が支払われることとされた。

(2) 減殺対象となる贈与の見直し

① 現行の取扱

遺贈の場合はすべての贈与が
遺留分の減殺対象になるが、生
前贈与の場合は、原則として相
続開始前の1年間にされた贈与
に限定される。しかし、判例上、
相続人に対する生前贈与の場合
は、すべての贈与が減殺対象と
する取扱いがされている。

② 中間試算の取扱

中間試算では、減殺対象とな

る相続人に対する生前贈与は、
相続開始前の一定期間（例えば
5年間）にされたものに限定す
ることとしている。

4 相続人以外の者の貢献

① 現行の取扱

相続人が被相続人の介護など
をしてきた場合、その貢献によ
り被相続人の財産が維持・増加
されたことなどが認められれば、
その貢献を「寄与分」として考
慮して、その者が相続できる財
産を増やすことができる。しか
し、寄与分の制度は、相続人以
外の者には適用されないため、
公平を欠くと指摘されてきた。

② 中間試算の取扱

法定相続人以外の者も、被相
続人の介護などをしてきた場合
には、相続人に対して金銭を請
求できることとされた。



小林 幸子 ● こはやし・あきこ
大和総研研究員 弁護士
金融商品取引法、会社法のほか、金融・証券規制についても調査を行う。著書として、
「税金読本」(法人投資家のための証券投資の会計・税務(いずれも共著 大和証券刊))。